

令和7年9月2日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会産業建設常任委員会

委員長 赤 丸 秀 雄



請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記

1 付議事件名

○7請願第3号：消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出
に関する請願

請 願 者 矢巾町大字広宮沢第1地割2番地1211
ふるさと矢巾を愛する住民の会 田 村 倫 子

紹介議員 ササキ マサヒロ

2 委員会開催年月日

令和7年7月7日(月)

令和7年7月22日(火)

3 出席委員

赤 丸 秀 雄	高 橋 敬 太	吉 田 喜 博
藤 原 信 悦	木 村 豊	村 松 信 一

4 審査経過

令和7年7月7日午前10時から、委員全員出席のもと7請願第3号について、本請願の請願者で参考人である、ふるさと矢巾を愛する住民の会田村倫子氏及び紹介議員であるササキマサヒロ議員の出席を求め、趣旨説明を受けた。

その後、同日午前10時50分から役場4階第1・第2委員会室において付託を受けた請願内容の協議・検討を行い慎重審議した。

5 審査結果

7請願第3号請願事項3については、反対多数で不採択すべきものと決定した。

6 審査意見

請願者からは、この制度によって中小・零細事業者に過重な事務負担が課せられており、この現状を早急に是正する必要があることから、国に対し、インボイス制度の中止または抜本的な見直しにかかる意見書の提出を求めるとの趣旨説明を受けた。

まず初めに、税金は国民が公平に納めるべきであるということが大前提にあり、商取引においては不明瞭な部分をなくし、消費税が適正に納められることが望まれる。また、中小・零細企業が多い本町としても、このインボイス制度の事務作業が商取引を続けていく上での障害となるような、過重な事務負担があってはならないと判断する。

しかしながら、インボイス制度により、売上にかかる税額と、仕入にかかる税額が明確化され、正確な消費税額の計算が可能となっているため、税金の公平性の観点からも重要な制度と判断する。また、令和5年10月1日に導入されてから約2年が経過し、制度の定着を図っているところで、廃止の動きがなされると国民にとっても混乱を招くことが危惧される。

このインボイス制度は、登録事業者になることを強要するものではなく、現在、令和8年9月30日までは経過措置として事務負担と税負担の軽減を図ることができる2割特例や、その2割特例の適用期間終了後は、簡易課税制度を選択することができる措置が取られている。また、インボイス制度への対応に取り組む事業者に対しては、IT導入補助金や課税転換に伴う販路開拓の支援として小規模事業者持続化補助金等の支援策を講じている面からも、現状、中止または抜本的な見直しが早急に必要とは判断できないことから、本請願事項3については反対と意見する。